

# 盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針

平成26年9月

盛 岡 市

盛岡市教育委員会

# 目 次

○はじめに	1
<b>I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</b>	1～2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止等に向けた方針	
<b>II 市が実施する施策</b>	3
1 盛岡市いじめ防止等対策委員会の設置	
2 いじめ防止等に関する取組	
<b>III 学校が実施すべき施策</b>	4～5
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組	
<b>IV 重大事態への対処</b>	5～6
1 重大事態の発生と調査	
2 調査結果の提供及び報告	
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
<b>V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</b>	6
1 市基本方針の見直しの検討	
2 県教育委員会との連携	

## ○はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。

市及び市教育委員会は、これまでも、いじめ問題に対してどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを認識して、いじめ問題対策委員会を設置して、いじめ防止の取組を推進してきたところであるが、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、改めて児童生徒のいじめ問題の防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して取り組まなければならない。

また、いじめ問題に対する基本的な理解の在り方として、次の点に留意する。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること。
- (2) いじめは、人間としての存在、人権を根底から否定し、侵害するものであり、決して許されない行為であること。
- (3) 命は、かけがえのないものであり、自分と他の人の命を大切にしなければならないこと。
- (4) いじめは、直接の加害者・被害者だけの問題ではなく、教職員、保護者、地域等の大人も含めて許容しない雰囲気作りが大切であり、観衆や傍観者の存在にも注意を払うこと。
- (5) いじめは、子どもにとって、健やかな成長を阻害するだけでなく、将来に向けた夢や希望を失わせるなど、長期間にわたり深刻な影響を与えることがあるものであること。

### 2 いじめの定義

いじめは、法第2条において次のように定義されており、市もこれを踏まえて取組を進めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

### 3 いじめ防止等に向けた方針

市、学校、家庭や地域、関係機関等は、いじめを「つくらない」「みのがさない」「のこさない」という考え方を基本とし、「早期発見・早期対応」が重要という姿勢で、相互に連携を図り、市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る取組を進めていくものとする。

#### (1) 市

ア 市基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止や解決に向けた施策を総合的に策定し、実施する。

イ いじめの早期発見・早期対応その他いじめの防止、いじめを受けた子どもの支援、いじめを行った者等への適切な指導を速やかに行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭や地域、関係機関等との連携の強化や必要な体制の整備に努める。

ウ 学校におけるいじめの実態の把握を行い、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速にいじめを解決するための措置を講じ、再発防止に努める。

エ いじめ防止に向けて、市民に向けて広く啓発活動を行う。

#### (2) 学校

ア 自校におけるいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を示した「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、「いじめの防止等のための組織」を設置する。

イ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを全職員で強く意識し、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、未然防止と早期発見・早期解決に努める。

ウ 子どもや保護者に対し、相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別面談などにより、児童生徒の状況の把握に努める。

#### (3) 家庭や地域

ア どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを理解し、子どもの様子の変化を注意して見守るとともに、相談等があった場合は、速やかに学校や関係機関に連絡し、協力して解決に向けて取り組む。

イ 普段から地域の中で情報共有に努め、いじめを発見したり、いじめにかかわる情報等を得たりした場合は、速やかに学校や関係機関に連絡し、協力して解決に向けて取り組む。

#### (4) 関係機関等

子どもの健全育成に関わる関係機関等は、その役割を認識し、学校等と相互に連携しながら、いじめの防止と早期対応に努める。

## Ⅱ 市が実施する施策

市は、いじめの防止等のため、市基本方針に基づき、市教育委員会と一体となっていじめの防止等のための対策を総合的に推進するとともに、各校の取組を指導・支援し、必要な措置を講ずる。

### 1 盛岡市いじめ防止等対策委員会の設置

市及び市教育委員会は、「盛岡市いじめ防止等対策委員会(以下「市対策委員会」という。)」を設置することとし、その構成員は、盛岡市いじめ防止等対策委員会要綱(別紙)に基づき、市立学校、市教育委員会、市関係行政機関、保護者、外部専門機関等とする。

市対策委員会は、市のいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進することを目的とする。

### 2 いじめ防止等に関する取組

#### (1) いじめの防止及び早期発見

ア 市対策委員会を開催し、市内のいじめ問題の状況と、その対応方法、未然防止策等について協議し、市のいじめ問題対策の充実を図る。

イ お互いの良さを認め合う学級づくりや、人間関係づくりのための教員研修を推進する。

ウ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修(インターネットを通じて行われるいじめ問題への対応を含む。)の実施等資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

エ いじめ相談の窓口として、教育相談室等の周知を図り、相談体制を整備する。

オ 各小中学校のいじめ問題の取組を充実させることを目的として、学校取組チェックシートを活用した自校の取組点検を一斉に実施し、各校の取組の改善を図る。

カ 市立小中学校の児童生徒と保護者に対する「いじめアンケート」を実施し、いじめの防止及び早期発見に努め、学校のいじめ問題への早期対応を支援していく。

キ 盛岡地域生徒指導研究推進協議会の活動を通して、学校や関係機関との連携を図り、情報交換・情報共有に努める。

ク 教育振興運動を通じて、家庭・地域社会・学校が一体となった児童生徒の健全育成に努める。

#### (2) いじめへの対応

ア 学校からいじめの報告を受けた場合は、各校のいじめの防止等の対策のための組織を活用し、被害児童生徒を守ることを優先して迅速に対応するよう指導・助言を行うとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。

イ 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整して問題の解決を図る必要がある場合や、市教育委員会が対応を図る必要があると判断される場合は、関係機関と連携を図りながら問題の解決に向けて取り組む。

#### (3) 再発防止

ア いじめに対する措置後も、当該児童生徒の学校生活が充実したものとなるよう、学校の取組を継続的に支援し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を図る。

イ いじめの再発防止のため、市対策委員会での協議や学校の取組の実態等を基にしながら、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

### Ⅲ 学校が実施すべき施策

学校は、いじめ防止等のため、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を中核にして、校長の強力なリーダーシップの下、教職員と一致協力体制を確立し、市教育委員会と適切に連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や県の基本方針、そして市の基本方針を参考として、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の充実、校内研修等を定めるとともに、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処などいじめの防止等全体に係る内容を示すこととする。

#### 2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。構成員は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任等校長が実情に応じて定めるものとする。

当該組織は、いじめの防止・早期発見・早期対応等学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。また、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要であり、次のような役割が考えられる。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成を行い、実行の中核となること。
- イ いじめの相談・通報の窓口となること。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図ること。
- エ いじめの疑いに関する情報があった場合は、緊急会議等を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。

#### 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

##### (1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであるという基本的な考えの下、全ての児童生徒を対象にし、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

イ 未然防止の基本として、児童生徒が他者への思いやりや心の通うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、行事や授業に主体的に参加し活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを大切にする。

ウ 毎月一日を「心の日」として設定し、家庭や地域と協力しながら、豊かな心の育成に向けた取組を推進する。

## (2) 早期発見

- ア いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい状況で行われることを全教職員で認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って積極的に認知する。
- イ 日頃から児童生徒との信頼関係に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。
- ウ 定期的なアンケート調査や教育相談による面談の実施等により、いじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に努める。

## (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- イ 対応については、特定の教職員で抱え込まず、いじめの防止等のための組織等を中心に活用し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で組織として取り組む。

## (4) 再発防止に関すること

- ア いじめに対する措置後も、被害児童生徒・加害児童生徒が共に充実した学校生活を送ることができるよう、保護者等と連携を図りながら継続的に支援・指導を行う。
- イ いじめの再発防止のため、いじめの防止等のための組織を活用しながら、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

# IV 重大事態への対処

## 1 重大事態の発生と調査

### (1) 重大事態の把握

学校又は市教育委員会は、いじめにより次のような疑いがあった場合は、個々のケースについて、その内容を十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査を行う。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合
- オ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

### (3) 調査を行う主体

市教育委員会は、重大事態の状況に応じて、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて決定する。

### (4) 調査を行う組織

市が主体となって調査を行う場合は、市対策委員会を母体とし、学識経験者、心理や

福祉の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と利害関係を有しない者である第三者等の参加を図り、公平性及び中立性を確保して実施する。また、学校が主体となって調査を行う場合は、既存の「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、適切な専門家等を加えて実施する。

#### (5) 調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査を行う。

## 2 調査結果の提供及び報告

### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

### (2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

## 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記2(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、調査の結果について調査(再調査)を行う。

再調査を行う組織は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と利害関係を有しない者である第三者等の参加を図り、公平性及び中立性を確保して実施する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 市基本方針の見直しの検討

市基本方針の策定から3年の経過を目途として点検を行い、実効的な方針となるよう見直しを行う。

### 2 県教育委員会との連携

市立学校で発生した重大事態等で、当該学校及び市教育委員会だけでは解決が困難な事案が発生した場合は、県教育委員会に対し、外部の専門家からなる支援チームの派遣要請を行う。

## 盛岡市いじめ防止等対策委員会要綱

(平成26年9月29日市長・教育長決裁)

(設置)

第1 いじめの防止等に関する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進するため、盛岡市いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 教育委員会事務局の職員
- (2) 盛岡市小（中）学校校長会が推薦する者
- (3) 盛岡市立高等学校長
- (4) 盛岡市小（中）学校校外指導連絡協議会が推薦する者
- (5) 市長内部部局の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要があると認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第4 会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成26年9月29日から実施する。

## 盛岡市いじめ防止等対策委員会の構成

(順不同)

関係機関・団体	役員・委員		所属・役職
市教育委員会	1	委員長	盛岡市教育委員会教育長
	2	副委員長	盛岡市教育委員会教育部長
	3	委員	盛岡市教育委員会教育次長
	4	委員	盛岡市教育委員会総務課長
	5	委員	盛岡市教育委員会学務教職員課長
	6	委員	盛岡市教育委員会学校教育課長
	7	委員	盛岡市教育研究所教育相談員
市立学校	8	委員	盛岡市小学校長会会長
	9	副委員長	盛岡市中学校長会会長
	10	委員	盛岡市立高等学校校長
	11	委員	盛岡市小学校校外指導連絡協議会会長
	12	委員	盛岡市中学校校外指導連絡協議会会長
市長内部部局	13	委員	盛岡市市民部男女共同参画青少年課長
	14	委員	盛岡市保健福祉部子ども未来課長
保護者	15	委員	盛岡市PTA連合会
	16	委員	盛岡市PTA連合会
外部専門機関等	17	委員	盛岡市医師会
	18	委員	スクールカウンセラー
	19	委員	岩手県警察本部生活安全部少年課